青森県報

号外第十号

平成三十一年二月二十七日（水曜日）

目　次

告　示

○家畜伝染病検査の実施……（畜産課）…一
○右　同……（同）…一
○右　同……（同）…二
○右　同……（同）…二
○右　同……（同）…二
○右　同……（同）…三
○右　同……（同）…三
○右　同……（同）…三
○右　同……（同）…三
○右　同……（同）…四

告　示

青森県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二　実施する区域
青森県一円

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
1　実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
2　実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3　実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四　実施の期日
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五　検査の方法
家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査（急速凝集反応）、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
ヨーネ病発生予防のため

二　実施する区域
青森県一円

三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
1　実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している十二か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
2　実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3　実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、リアルタイムＰＣＲ法による検査又はヨーニン検査

青森県告示第百十二号

　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

　平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　伝達性海綿状脳症発生予防のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
　牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項に基づく届出の対象となる牛
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百十三号

　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

　平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　馬パラチフス発生予防のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　１　実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの
　２　実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百十四号

　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

　平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　オーエスキー病発生予防のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　家きんサルモネラ感染症発生予防のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　みつばちの腐蛆病発生予防のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予察のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　豚コレラ発生予察のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成三十一年二月二十七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　実施の目的
　高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予察のため
二　実施する区域
　青森県一円
三　実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの
四　実施の期日
　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日
五　検査の方法
　家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭